

第 25 期 第 14 回
別海町農業委員会総会議事録

令和6年7月31日 開会

別海町農業委員会

第 2 5 期 第 1 4 回総会

別 海 町 農 業 委 員 会 議 事 録

(令和 6 年 7 月 3 1 日)

○開催日時 令和 6 年 7 月 3 1 日 (水)
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 3 0 分

○開催場所 別海町役場 4 階 議場

○議事日程

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 農地等あっせん結果の報告について (農業経営基盤強化促進法) |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地等あっせん結果の報告について (別海町農地移動適正化あっせん基準) |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農地法第 4 条許可書の交付について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 農地法第 5 条許可書の交付について |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 6 | 報告第 6 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 7 | 報告第 7 号 | 農地法第 6 条の 2 第 1 項の規定による農地所有適格法人以外の者の定期報告について |
| 日程第 8 | 報告第 8 号 | 青年等就農資金に係る経営改善資金計画書に対する意見書の提出について |
| 日程第 9 | 議案第 1 号 | 農地法第 18 条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 10 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 11 | 議案第 3 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 12 | 議案第 4 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 13 | 議案第 5 号 | 別海町農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 14 | 議案第 6 号 | 現況証明願いについて |

○出席委員（26名）

会 長 27番 信 夫 重 勝
会 長 代 理 26番 加 藤 真 純

1番	羽	石	健	一	2番	加	藤	祐	介
3番	芳	賀		均	4番	阿	部		浩
5番	石	森	裕	治	6番	石	毛		剛
7番	押	田	賢	二	8番	山	田	良	雄
9番	木	幡		誠	10番	佐々木			實
11番	竹	花	智	子	12番	猿	谷	忠	義
13番	畠	山	友	子	14番	市	川	義	晴
15番	藤	田	浩	義	16番	石	田	昌	樹
17番	及	川	哲	夫	19番	斉	藤	春	雄
20番	岸	本	正	明	21番	伊	藤	一	吉
22番	豊	島	千	秋	23番	目	黒	英	夫
24番	岡	崎	知	暢	25番	大	内		光

○欠席委員（1名）

18番 小 島 敏

○農業委員会事務局出席職員

事 務 局	事務局長	川 畑 智 明
総 務 担 当	主幹	成 瀬 広 子
農地調整担当	主幹	大 山 晋 作
農地調整担当	主任	川 原 浩 貴
農地調整担当	主事	加 藤 智 也

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

1番 羽 石 健 一 23番 目 黒 英 夫

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 信 夫 重 勝

議席 1 番 羽 石 健 一

議席 2 3 番 目 黒 英 夫

◎開会宣言

○事務局（川畑事務局長）

定刻になりましたので、信夫会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○信夫会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告 8 件、議案 6 件ですので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

それでは、ただいまから第 14 回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は 26 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員につきましては、18 番小島委員の 1 名です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。1 番羽石委員、23 番目黒委員。以上 2 名を指名しますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第 1 報告第 1 号

○議長（信夫会長）

日程第 1 報告第 1 号「農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第 1 号、農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）。次の者から農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定に基づく利用権の設定等についてあっせんの申出があり、あっせんを行ったので報告する。

本件は全部で 5 件ございます。1 号から 5 号まで本年 6 月総会で報告させていただきましたが、農用地の価格について意向が一致せず不調に終わったため関係規定に基づき町長に対して買入協議の要請に取り組んだところ、この度協議が整う運びとなったものです。今後の取り扱いについては後の議案第 5 号で提案し御審議いただく予定です。

それでは朗読させていただきます。

第 1 号、あっせん候補者、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん対象地、XXXXXXXXXX一

■外■筆、計■■■■■㎡。農地の所有者、■■■■■番地■、■■■■■。あっせん委員、羽石委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で■■■■■円。

次号から第5号までのあっせん候補者につきましては同文ですので、朗読を省略いたします。

第2号、あっせん対象地、■■■■■－■外■筆、計■■■■■㎡。農地の所有者、■■■■■番地の■、■■■■■。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、■■■■■円。

第3号、あっせん対象地、■■■■■－■外■筆、計■■■■■㎡。農地の所有者、■■■■■番地の■、■■■■■。あっせん委員、山田委員外8名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で■■■■■円。

第4号、あっせん対象地、■■■■■－■外■筆、計■■■■■㎡。農地の所有者、■■■■■番地の■、■■■■■。あっせん委員、山田委員外7名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で■■■■■円。

第5号、あっせん対象地、■■■■■－■外■筆、計■■■■■㎡。農地の所有者、■■■■■番地の■■■■■、■■■■■。あっせん委員、大内委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で■■■■■円。

以上で報告第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第1号の事務局説明が終わりました。ここで調整に当たられた委員の説明を求めます。1号及び2号につきましては24番岡崎委員、3号及び4号につきましては7番押田委員、5号につきましては14番市川委員にお願いします。

それでは、1号及び2号につきましては24番岡崎委員お願いします。

○24番 岡崎委員

はい、1号及び2号まとめて御説明します。■■■■■さん、■■■■■さんの農地を北海道農業公社の保有合理化事業で■■■■■、■■■■■さん、■■■■■に売買する予定です。5年後の買取を目指しておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、3号及び4号につきましては7番押田委員お願いします。

○7番 押田委員

はい、御説明します。3号ですが、■■■さんが今まで3条で貸していた土地をこの度売買することになったものですのでよろしく願いいたします。次に4号ですが、■■■さんの離農に伴い近隣農家で調整し、保有合理化事業に乗せた案件です。よろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、5号につきまして14番市川委員お願いします。

○14番 市川委員

はい、説明します。■■■■■さんの土地なのですがすけれども、新規就農で頑張っていたのですが途中でリタイアすることになりまして、近隣農家にも調整をして■■■■■さんが取得することになっています。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

報告第1号につきまして委員説明が終わりました。それでは報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長（信夫会長）

日程第2 報告第2号「農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第2号、農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）。次の者から農地等のあっせん申出書の提出があり、別海町農地移動適正化あっせん基準に基づきあっせんを行ったので、同基準第8第2項第3号の規定により報告する。

本件は2件ございます。農地所有者の申出により、所有権の移転のあっせんを行ったものであります。今後の取扱いについては後の議案第5号で提案し御審議いただく予定であります。それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、■■■■■番地の■■、■■■■■。あっせん対象地、■■■■■－■■外■■筆、計■■■■■㎡。農地の所有者、■■■■■番地■■、■■■■■。あっせん委員、羽石委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で■■■■■円。

第2号、あっせん候補者、■■■■■番地の■■、■■■■■。あっせん対象地、■■■■■－■■外■■筆、計■■■■■㎡。農地の所有者、■■■■■番地の■■■■■、■■■■■。あっせん委員、

大内委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で■■■■円。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第2号の事務局説明が終わりました。ここで、調整に当たられた委員の説明を求めます。1号につきましては24番岡崎委員、2号につきましては14番市川委員。

それでは、1号につきまして24番岡崎委員お願いします。

○24番 岡崎委員

はい、御説明いたします。先ほどの報告第1号で北海道農業公社が買入れできなかった農地を一般あっせんで売買するものです。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号につきまして14番市川委員お願いします。

○14番 市川委員

はい、先ほどの報告第1号のなかであった北海道農業公社が買い取れなかった農地を一般あっせんで売買する案件です。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

報告第2号の委員説明が終わりました。ここで、報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長（信夫会長）

日程第3 報告第3号「農地法第4条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第2号、農地法第4条許可書の交付について。農地法第4条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農

業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきましては、令和6年5月24日開催の第12回総会並びに令和6年3月25日開催の第10回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、1号については北海道農業会議の意見聴取日であります5月24日、2号については本転用に係る別海町農業振興整備計画の変更日であります7月5日としております。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては会長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。なお、2号につきましては■■■■番■■■■委員が関係する案件ですので、議事参与制限とさせていただきます。

それでは、報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 報告第4号

○議長（信夫会長）

日程第4 報告第4号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第4号、農地法第5条許可書の交付について。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきましては、令和6年5月24日開催の第12回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、北海道農業会議の

意見聴取日であります6月25日としております。

以上で報告第4号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第4号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては会長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第4号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第4号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第5 報告第5号

○議長（信夫会長）

日程第5 報告第5号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第5号、農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第5条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

本件につきましては、令和5年度に農地転用許可を行った案件につきまして令和6年7月19日に現地調査を行ったものです。報告内容につきましては申請時における計画どおりですので、申請者、土地所有者、計画高、出来高、事業完了年月日を朗読させていただきます。

第1号、申請者、[]番地[]、[]
[]。土地所有者、[]番地の[]、
[]。土計画高1, 249 m³に対し出来高0 m³。火山灰計画高7, 258 m³に対し出来高4, 000 m³。事業完了年月日、令和6年5月31日。

以上で報告第5号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第5号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たら

れた委員の説明を求めます。

1号につきまして21番伊藤委員お願いいたします。

○21番 伊藤委員

はい、御説明いたします。7月19日に木幡委員、岸本委員、事務局とで現地を見てまいりました。申請のとおり採取後はきれいに整地されておりましたので問題なしと見てまいりました。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

報告第5号の委員説明が終わりました。ここで、報告第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第5号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第5号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第6 報告第6号

○議長（信夫会長）

日程第6 報告第6号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

報告第6号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。今月は50件の報告がありました。農地法第2条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たしておりました。そのほかの法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。

以上で報告第6号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第6号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては農地所有適格法人からの定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、41号につきましては■番■委員、50号につきましては■番■委員に関係する案件ですので議事参与制限とさせていただきます。

それでは報告第6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問

ございませんか。

8 番 山田委員。

○ 8 番 山田委員

代表取締役が 2 名のところが 3 件あるのですけれども、これはこういったものなのですか。

また、3 号の [REDACTED] についてなにか生産をしているのでしょうか。

○ 事務局（大山主幹）

代表取締役につきましては 2 名ということで報告書が上がっていますので、そういうケースもあるということです。

[REDACTED] については、報告書は上がってきていて生産額については 0 円となっています。ただ、報告書の中ではブドウ等そのほかのものに取り組んでいると上がってきています。

○ 8 番 山田委員

生産額 0 円でも認められるのですか。

○ 事務局（大山主幹）

そうです。

○ 議長（信夫会長）

そのほか、何か御質問ございませんか。

○ 委員

（「なし」の声あり）

○ 議長（信夫会長）

なしということですので、報告第 6 号を承認することに御異議ございませんか。

○ 委員

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第 6 号を原案のとおり承認することに決定します。

◎ 日程第 7 報告第 7 号

○ 議長（信夫会長）

日程第 7 報告第 7 号「農地法第 6 条の 2 第 1 項の規定による農地所有適格法人以外の者の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○ 事務局（大山主幹）

報告第 7 号、農地法第 6 条の 2 第 1 項の規定による農地所有適格法人以外の者の定期報告について。次の者から農地法第 6 条の 2 第 1 項の規定による農地等の利用状況報告書の提出があったので報告する。今月は 5 件の報告がありました。旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項または農地法第 3 条第 1 項の許可を受けた農地等の利用状況について、適正に利用している旨の

報告を受けております。また、そのほかの要件につきましても要件を満たしております。決算期、受理日につきましては記載のとおりですので、朗読を省略させていただきます。

以上で報告第7号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第7号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても農地所有適格法人以外の法人の定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。また、1号につきましては■番■委員に関係する案件ですので議事参与制限とさせていただきます。それでは報告第7号につきましても質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第7号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第7号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第8 報告第8号

○議長（信夫会長）

日程第8 報告第8号「青年等就農資金に係る経営改善資金計画書に対する意見書の提出について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

報告第8号、青年等就農資金に係る経営改善資金計画書に対する意見書の提出について。令和6年6月12日に別海町農業金融制度総合推進会議から青年等就農資金に係る農業経営改善資金計画書に対して意見を求められ、令和6年6月25日に意見書を提出したので、職員に事務の一部を委任する規程第2条第2項の規定により報告する。本件は1件でございます。別海町農業金融制度総合推進会議から意見を求められ、次のとおり意見書を提出しておりますので内容について朗読し報告いたします。

1 青年等就農資金に係る経営改善資金計画書の概要。

申請者、■■■■番地の■■、■■■■。労働力及び経営規模、労働力、本人43歳、妻37歳。飼養家畜、乳牛60頭。経営面積64.7ヘクタール。投資・資金計画、投資計画、施設購入外、計3,330万円、資金計画、借入希望額、計3,330万円。

2 経営改善資金計画書に対する意見書の内容、意見等なし。

以上で報告第 8 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第 8 号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては事務局長委任事項の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは報告第 8 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第 8 号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第 8 号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第 9 議案第 1 号

○議長（信夫会長）

日程第 9 議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第 1 号、農地法第 18 条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第 18 条第 6 項に規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第 1 項の規定による北海道知事の許可を要しないことの決定を求める。本案は 7 件ございます。貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期 6 か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

第 1 号、貸人、[] 番地の []、[]。借人、[] [] 番地の []、[] []。解約する土地、[] ー []、計 [] m²。利用権の種類、賃借権。契約期間、令和 3 年 3 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日まで。合意解約成立の日、令和 6 年 6 月 24 日。土地の引渡しの時期、令和 6 年 6 月 24 日。

次号から第 7 号までの利用権の種類については同文ですので朗読を省略させていただきます。

第 2 号、貸人、同上。借人、[] 番地の []、[]。解約する土地、[] ー []、計 [] m²。契約期間、同上。合意解約成立の日、同上。土地の引渡しの時期、同上。

第3号、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]－[]外[]筆、計[] m^2 。契約期間、令和4年7月1日から令和9年6月30日まで。合意解約成立の日、令和6年6月26日。土地の引渡しの時期、令和6年6月26日。

第4号、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]－[]外[]筆、計[] m^2 。契約期間、令和3年4月30日から令和7年3月29日まで。合意解約成立の日、令和6年7月1日。土地の引渡しの時期、令和6年7月1日。

次号から第6号までの貸人、次号から第7号までの合意解約成立の日、土地の引渡しの時期については同文ですので朗読を省略いたします。

第5号、借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]－[]外[]筆、計[] m^2 。契約期間、令和2年3月30日から令和7年3月29日まで。

第6号、借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]－[]外[]筆、計[] m^2 。契約期間、同上。

第7号、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]－[]外[]筆、計[] m^2 。契約期間、令和5年8月1日から令和10年3月27日まで。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第1号につきまして原案のとおり北海道知事の許可を要しないことに決定します。

◎日程第 1 0 議案第 2 号

○議長（信夫会長）

日程第 1 0 議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第 2 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。次の者から農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。農地法第 3 条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。それでは朗読させていただきます。

第 1 号、申請人の住所氏名、譲渡人、釧路市幸町 1 0 丁目 3 番地、釧路財務事務所長 明石勝哉。譲受人、[REDACTED] 番地の [REDACTED]、[REDACTED]。許可を受けようとする土地の表示、[REDACTED]－[REDACTED]、計 [REDACTED] m²。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は [REDACTED] 円で、1 ヘクタール当たりの単価は約 [REDACTED] 円となっております。

第 2 号、申請人の住所氏名、貸人、[REDACTED] 番地の [REDACTED]、[REDACTED]。借人、[REDACTED] 番地の [REDACTED]、[REDACTED]。許可を受けようとする土地の表示、[REDACTED]－[REDACTED] 外 [REDACTED] 筆、計 [REDACTED] m²。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。賃借期間、令和 6 年 8 月 2 7 日から 3 0 年間。

第 3 号、申請人の住所氏名、貸人、[REDACTED] 番地の [REDACTED]、[REDACTED]。借人、[REDACTED] 番地 [REDACTED]、[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]。許可を受けようとする土地の表示、[REDACTED]－[REDACTED] 外 [REDACTED] 筆、計 [REDACTED] m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため使用貸借するものである。借人は、農地所有適格法人設立のため使用貸借を受けるものである。賃借期間、許可日から 4 0 年間。

第 4 号、申請人の住所氏名、貸人、[REDACTED] 番地の [REDACTED]、[REDACTED]。借人、[REDACTED] 番地の [REDACTED]、[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]。許可を受けようとする土地の表示、[REDACTED]－[REDACTED] 外 [REDACTED] 筆、計 [REDACTED] m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため使用貸借するものである。借人は、経営規模拡大のため使用貸借を受けるものである。賃借期間、令和 6 年 8 月 2 7 日から 3 0 年間。

第 5 号、申請人の住所氏名、譲渡人、[REDACTED] 番地の [REDACTED]、[REDACTED]。譲受人、[REDACTED] 番地の [REDACTED]、[REDACTED]。許可を受けようとする土地の表示、[REDACTED]－[REDACTED]、計 [REDACTED] m²。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。

譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は■■■■■■■■■■円で、1ヘクタール当たりの単価は約■■■■■■■■■■円となっております。

第6号、申請人の住所氏名、貸人、■■■■■■■■■■番地■■■■■■■■■■。借人、■■■■■■■■■■番地の■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■。許可を受けようとする土地の表示、■■■■■■■■■■ー■■■■■■■■筆、計■■■■■■■■■■m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため貸し付けるものである。借人は、経営規模拡大のため借り受けるものである。賃借期間、許可日から5年間。賃貸価格は■■■■■■■■■■円で、1ヘクタール当たりの単価は約■■■■■■■■■■円となっております。

第7号、申請人の住所氏名、譲渡人、■■■■■■■■■■番地の■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■。譲受人、■■■■■■■■■■番地の■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■。許可を受けようとする土地の表示、■■■■■■■■■■ー■■■■■■■■筆、計■■■■■■■■■■m²。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は■■■■■■■■■■円で、1ヘクタール当たりの単価は約■■■■■■■■■■円となっております。

第8号、申請人の住所氏名、貸人、■■■■■■■■■■番地の■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■。借人、■■■■■■■■■■番地の■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■。許可を受けようとする土地の表示、■■■■■■■■■■ー■■■■■■■■筆、計■■■■■■■■■■m²。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。賃借期間、許可日から40年間。

第9号、申請人の住所氏名、貸人、■■■■■■■■■■番地の■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■。借人、■■■■■■■■■■番地の■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■。許可を受けようとする土地の表示、■■■■■■■■■■ー■■■■■■■■筆、計■■■■■■■■■■m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため使用貸借するものである。借人は、経営規模拡大のため使用貸借を受けるものである。賃借期間、許可日から40年間。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第2号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号及び6号から7号につきましては9番木幡委員、2号につきましては4番阿部委員、3号につきましては19番斉藤委員、4号につきましては16番石田委員、5号につきましては20番岸本委員、8号及び9号につきましては25番大内委員にお願いします。

それでは1号につきましては、9番木幡委員お願いいたします。

○9番 木幡委員

それでは説明いたします。7月19日に伊藤委員、岸本委員、事務局と航空写真で判断しました。1枚の畑の真ん中に昔の道路用地だと思うのですが、それが残っていて、妥当ではないかと判断しました。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号につきまして4番阿部委員お願いします。

○4番 阿部委員

説明します。貸人の■■■■さん、借人の■■■■さんの親子間に使用貸借です。■■■■さんの奥さんが今年亡くなりまして、■■■■さんも独身ですから、少し労働力に懸念はありますが土地の貸し借りについては問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、3号につきまして19番斉藤委員お願いします。

○19番 斉藤委員

はい、法人内での親子間の使用貸借の案件ですので、よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、4号につきまして16番石田委員お願いします。

○16番 石田委員

はい、説明いたします。■■■■さんと■■■■で結んでいる使用貸借の期限が切れることから再度30年間で更新するという案件です。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、5号につきまして20番岸本委員お願いします。

○20番 岸本委員

それでは、御説明いたします。■■■■さんと■■■■さんの売買案件です。航空写真で判定した結果、特に問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、6号及び7号につきまして9番木幡委員お願いします。

○9番 木幡委員

はい、6号についてですがこれは■■■■さんが休農するのにあたって、■■■■さんに賃貸するものです。7号についてですが、■■■■さんが休農をしてその農地を■■■■さんが買い取る案件です。■■■■さんと■■■■さんの奥さん同士が姉妹で、周りの人も取る人がいなくスムーズに決まったものです、よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、8号及び9号につきまして25番大内委員お願いします。

○25番 大内委員

はい、今年、■■■■さん■■■■さんそれぞれの土地を使いやすいように等価交換したのですがけれども、その土地を今回、■■■■さんは長男に、■■■■さんは法人に貸すということで問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第2号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第2号に

つきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長(信夫会長)

挙手なしということですので、議案第2号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第11 議案第3号

○議長(信夫会長)

日程第11 議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(大山主幹)

議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第4条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、[]—[]外[]筆、面積、計[]㎡。目的、農業用施設建設。計画内容、スタックサイロ外、計[]㎡。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法第4条第6項。土地利用計画、農用地。転用者、[]番地の[]、[] []。

以上で、議案第3号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

はい、議案第3号の事務局説明が終わりました。なお、1号につきましては、[]番[]委員に関する案件ですので、[]番[]委員を農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

([]番 []委員 一時退席)

○議長(信夫会長)

それでは、調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。

1号につきまして9番木幡委員お願いいたします。

○ 9 番 木幡委員

説明いたします。7月19日に伊藤委員、岸本委員、事務局と見てまいりました。牛舎とスラリートンクの間で、今までも牧草ロールが置いてあったので問題ないと見てまいりました。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

議案第3号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第3号につきまして原案どおり可決することに決定し、北海道農業会議へ意見聴取のうえ、その回答が許可相当の場合は、会長の専決により申請者へ許可書を交付することとします。

ここで、■■■番■■■委員に対する議事参与制限を解除します。

（■■■番 ■■■委員 着席）

◎日程第12 議案第4号

○議長（信夫会長）

日程第12 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示及び面積、■■■—■■■外■■■筆、計■■■㎡。契約内容、使用貸借。目的、砂・土採取。計画内容、砂・土採取量、計■■■m³。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法施行令第11条第1項第1号。土地利用計画、農用地。所有者、■■■番地の■■■、■■■。転用者、■■■番地■■■、■■■。

第2号、許可を受けようとする土地の表示及び面積、■■■—■■■外

筆、計 〇〇〇〇 ㎡。契約内容、使用貸借。目的、砂採取。計画内容、砂採取量、計 〇〇〇〇 ㎡。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号。土地利用計画、農用地。所有者、〇〇〇〇番地の 〇〇、〇〇〇〇。転用者、〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。

以上で議案第 4 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第 4 号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めます。

1 号及び 2 号につきまして 20 番岸本委員お願いいたします。

○20 番 岸本委員

説明いたします。1 号 2 号ともに継続案件で 7 月 19 日に木幡委員、伊藤委員、事務局とで現地を見てまいりました。特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

議案第 4 号の委員説明が終わりました。それでは議案第 4 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第 4 号につきまして原案どおり可決することに決定し、北海道農業会議へ意見聴取のうえ、その回答が許可相当の場合は、会長の専決により申請者へ許可書を交付することとします。

（10 時 55 分から 11 時 10 分まで休憩）

◎日程第 13 議案第 5 号

○議長（信夫会長）

日程第 13 議案第 5 号「別海町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第 5 号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第 5 第 1 項第 6 号による計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項により決

定を求める。

本案は所有権の移転が25件、利用権の設定が1件となっております。

内容につきまして、所有権の移転を受ける者、所有権の移転をする土地、所有権の移転をする者、所有権の移転時期、対価、対価の支払い期限、当事者間の法律関係、調整委員のみを朗読させていただきます。

それでは所有権の移転から朗読させていただきます。

なお、第1号から第7号につきましては、報告第1号及び第2号と内容が重複しますので所有権の移転の内容から朗読いたします。

第1号、所有権の移転の内容、所有権の移転時期、令和6年8月1日。対価、[REDACTED]円。対価の支払い期限、令和6年8月30日。当事者間の法律関係、売買。

次号から第5号までの対価の支払い期限、次号から第25号までの所有権の移転時期、当事者間の法律関係は同文ですので朗読を省略させていただきます。

第2号、所有権の移転の内容、対価、[REDACTED]円。

第3号、所有権の移転の内容、対価、[REDACTED]円。

第4号、所有権の移転の内容、対価、[REDACTED]円。

第5号、所有権の移転の内容、対価、[REDACTED]円。

第6号、所有権の移転の内容、対価、[REDACTED]円。対価の支払い期限、令和6年11月30日。

第7号、所有権の移転の内容、対価、[REDACTED]円。対価の支払い期限、同上。

第8号、所有権の移転を受ける者、[REDACTED]番地の[REDACTED]、[REDACTED]。所有権の移転をする土地、[REDACTED]ー[REDACTED]外[REDACTED]筆、計[REDACTED]㎡。所有権の移転をする者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。所有権の移転の内容、対価、[REDACTED]円。対価の支払い期限、令和6年10月31日。

次号から第18号までの所有権の移転をする者、対価の支払い期限については同文ですので朗読を省略させていただきます。

第9号、所有権の移転を受ける者、[REDACTED]番地の[REDACTED]、[REDACTED]。所有権の移転をする土地、[REDACTED]ー[REDACTED]外[REDACTED]筆、計[REDACTED]㎡。所有権の移転の内容、対価、[REDACTED]円。

第10号、所有権の移転を受ける者、[REDACTED]番地の[REDACTED]、[REDACTED]。所有権の移転をする土地、[REDACTED]ー[REDACTED]外[REDACTED]筆、計[REDACTED]㎡。所有権の移転の内容、対価、[REDACTED]円。

第11号、所有権の移転を受ける者、[REDACTED]番地の[REDACTED]、[REDACTED]正憲。所有権の移転をする土地、[REDACTED]ー[REDACTED]外[REDACTED]筆、計[REDACTED]㎡。所有権の移転の内容、対価、[REDACTED]円。

第12号、所有権の移転を受ける者、[REDACTED]番地の[REDACTED]、[REDACTED]

。所有権の移転をする土地、
ー外筆、計㎡。所有権の移転の内容、対価、
円。

第13号、所有権の移転を受ける者、番地の、
。所有権の移転をする土地、ー外筆、計
㎡。所有権の移転の内容、対価、円。

第14号、所有権の移転を受ける者、番地の、
。所有権の移転をする土地、ー外筆、計
㎡。所有権の移転の内容、対価、円。

第15号、所有権の移転を受ける者、番地の、
所有権の移転をする土地、ー、計㎡。所有権の移転の
内容、対価、円。

第16号、所有権の移転を受ける者、番地の、
。所有権の移転をする土地、ー外筆、計
㎡。所有権の移転の内容、対価、円。

第17号、所有権の移転を受ける者、番地の、
。所有権の移転をする土地、ー外筆、計㎡。
所有権の移転の内容、対価、円。

第18号、所有権の移転を受ける者、番地の、
。所有権の移転をする土地、ー外筆、計
㎡。所有権の移転の内容、対価、円。

第19号、所有権の移転を受ける者、番地の、
。所有権の移転をする土地、ー外筆、計㎡。
所有権の移転をする者、番地の、。所有権の
移転の内容、対価、円。対価の支払い期限、令和6年1
1月30日。調整委員、山田委員、小島委員。

次号から第25号までの対価の支払い期限については同文ですので朗読を
省略させていただきます。

第20号、所有権の移転を受ける者、番地の、
所有権の移転をする土地、ー外筆、計㎡。所有
権の移転をする者、番地の、。所有権の移転
の内容、対価、円。調整委員、同上。

第21号、所有権の移転を受ける者、番地の、
。所有権の移転をする土地、ー外筆、計
㎡。所有権の移転をする者、番地の、
。所有権の移転の内容、対価、円。調整委員、市
川委員、佐々木委員。

第22号、所有権の移転を受ける者、番地の、
。所有権の移転をする土
地、ー外筆、計㎡。所有権の移転をする者、

番地の、。所有権の移転の内容、対価、円。調整委員、大内委員、及川委員。

第23号、所有権の移転を受ける者、番地の、。所有権の移転をする土地、
ー外筆、計 m^2 。所有権の移転をする者、同上。所有権の移転の内容、対価、円。調整委員、同上。

第24号、所有権の移転を受ける者、番地の、。所有権の移転をする土地、
ー、計 m^2 。所有権の移転をする者、番地の、。所有権の移転の内容、対価、円。調整委員、羽石委員、目黒委員。

第25号、所有権の移転を受ける者、番地の、。所有権の移転をする土地、上
ー、計 m^2 。所有権の移転をする者、同上。所有権の移転の内容、対価、円。調整委員、同上。

続いて利用権の設定です。

内容につきましては、利用権の設定を受ける者、利用権の設定をする土地、利用権の設定をする者、始期、終期、借賃、借賃の支払いの方法、当事者間の法律関係、調整委員のみ朗読させていただきます。

第1号、利用権の設定を受ける者、番地の、。利用権を設定する土地、
ー外筆、計 m^2 。利用権の設定をする者、番地の、。設定する利用権、始期、令和6年8月1日。終期、令和7年3月29日。借賃、年間円。借賃の支払いの方法、毎年、11月30日までに指定口座に振り込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、大内委員、及川委員。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

はい、議案第5号の事務局説明が終わりました。

所有権の移転の1号から5号につきましては報告第1号で説明済み、6号から7号につきましては報告第2号で説明済み、8号から18号につきましては北海道農業公社の買戻し案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは調整に当たられた委員の説明を求めます。所有権の移転の19号及び20号につきましては8番山田委員、21号につきましては14番市川委員、22号及び23号につきましては25番大内委員、24号及び25号につきましては1番羽石委員、利用権の設定の1号につきましては25番大内委員をお願いします。

それでは所有権の移転の19号及び20号につきましては、8番山田委員をお願いします。

○ 8 番 山田委員

はい、説明いたします。19号についてですが、先ほど合意解約のあった土地で〇〇さんの父である〇〇さんと〇〇さんが30年くらいの間、賃貸をしていましたが、〇〇さんの母親が存命のうちはこのまま賃貸してほしいという兄弟との約束があり、長い間の賃貸となりました。一昨年に母親が他界され三回忌も過ぎたことから、今回、売買となったものです。次に20号についてですが、〇〇さんは長年ヘルパーとして勤務されていまして、3年前に〇〇さんの農場を経営継承されています。この土地は〇〇さんと〇〇さんの父が30年間ほど賃貸をしていましたが、今回、〇〇さんが相続されたことで〇〇さんに売買する運びとなったものです、よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の 21 号につきまして 14 番市川委員お願いします。

○14番 市川委員

はい、〇〇さんですけれども〇〇さんが新規就農以来、〇〇さんの土地を借りていたのですが、〇〇さんが高齢のためそろそろ売買した方がいいのではないかとお願いしたところ、〇〇さんに売買するということが話がつきましたのでよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の 2 2 号及び 2 3 号につきまして 2 5 番大内委員をお願いします。

○ 2 5 番 大内委員

はい、２２号、２３号ともに■■■■さんが長年にわたって賃貸をされていたのですが、売買することになり議案に上がりました。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の 24 号及び 25 号につきまして 1 番羽石委員
お願いします。

○ 1 番 羽石委員

はい、24号及び25号についてですが、[REDACTED]さんが賃貸している畑を売りたいということで借りていた[REDACTED]と[REDACTED]に調整が付きましたのでよろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の 1 号につきまして 2 5 番大内委員お願いします。

○ 2 5 番 大内委員

はい、[]さんの土地の一部を[]が買うということ
とで解約されまして、解約された土地の中の売れ残った土地を再度[]
[]さんと賃貸するものです、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

議案第5号の委員説明が終わりました。

それでは、議案第5号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということで、議案第5号につきまして原案どおり決定します。

◎日程第14 議案第6号

○議長（信夫会長）

日程第14 議案第6号「現況証明願いについて」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第6号、現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第9第4項の規定により証明する。

今月は1件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

第1号、所在、[]—[]外[]筆、面積計[]㎡。利用状況、宅地。所有者、[]番地、[]。

以上で議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第6号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。

それでは、1号につきまして20番岸本委員をお願いいたします。

○20番 岸本委員

説明いたします。この土地は尾岱沼の市街地の住宅街の中で、すでに住宅地となっているのですが地目が畑となっているため地目変更したいとのことですので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

議案第6号の委員説明が終わりました。ここで議案第6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第6号につきまして原案のとおり証明することに決定します。

◎閉会宣言

○議長（信夫会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第14回総会を閉会します。